

# 愛知県財務諸表作成基準

## 第1章 総則

(本基準の目的)

**第1条** 本基準は、一般会計及び特別会計（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第1項に定める一般会計及び特別会計（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は一部の適用を受ける企業に係る特別会計を除く。）をいう。）の財務諸表を作成するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

**第2条** 本基準における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 会計年度

法第208条第1項に規定する会計年度で、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

(2) 出納整理期間

会計年度終了後に前会計年度の歳入及び歳出に属する現金の収納又は支払を行う、翌年度4月1日から5月31日までの期間をいう。

(3) 事業

マネジメントの基礎単位として、別に定める「管理事業」をいう。

(4) 局

知事の事務局（愛知県局設置条例（平成31年愛知県条例第7号）に定める局及び会計局をいう。）、教育委員会事務局、議会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び選挙管理委員会事務局をいう。

(5) 資産

資産とは、過去の取引又は事象の結果として愛知県が支配する資源（県所有の資産ではないが、その取得から維持管理までを通常の県資産と同様に行っている資産を含むものとする。）であって、それにより愛知県のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう。

(6) 負債

負債とは、過去の取引又は事象に起因する現在の義務であって、その履行が愛知県に対して、将来、サービス提供能力又は経済的便益の減少を生じさせるものをいう。ただし、負債は法律上の債務に限定されるものではない。

(7) 純資産

純資産とは、資産から負債を控除した額に相当するものをいう。

(8) 収益

収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の愛知県の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすサービス提供能力又は経済的便益の増加をいう。

(9) 費用

費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の愛知県の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすサービス提供能力又は経済的便益の減少をいう。

(財務諸表の作成目的)

**第3条** 財務諸表は、次に掲げる目的を達成するために作成する。

- (1) 県民、その他の利害関係者が行う、県の行政運営に対する政治的、社会的又は経済的意思決定のための情報を、正確かつ迅速に開示し、自治体経営者としての公的説明責任を果たすこと。
- (2) 財務の分析及び評価に基づく自治体経営マネジメントを強化し、より有効的、効率的かつ経済的な行政運営に努めること。

(財務諸表を作成する単位)

**第4条** 財務諸表は、事業を最小の単位として、次の単位で作成する。

- (1) 事業別
- (2) 局別（一般会計に限る。）
- (3) 会計別
- (4) 一般会計特別会計各会計合算

(財務諸表の作成原則)

**第5条** 財務諸表は、以下の原則により作成する。

- (1) 真実性の原則

愛知県の財務諸表は、愛知県の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

- (2) 正規の簿記の原則

愛知県の財務諸表は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、作成された正確な会計帳簿により、作成しなければならない。

- (3) 明瞭性の原則

愛知県の財務諸表は、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、愛知県の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

- (4) 重要性の原則

愛知県の財務諸表は、愛知県の財務内容を明らかにし、愛知県の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないものである限り、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも認められる。

- (5) 継続性の原則

愛知県の財務諸表は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

- (6) 保守主義の原則

愛知県の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。

(作成基準日)

**第6条** 財務諸表の作成基準日（以下「基準日」という。）は、3月31日とする。ただし、出納整理期間における歳入、歳出及びそれに伴う資産及び負債等の増減を加味したものとする。

(財務諸表の体系)

**第7条** 財務諸表の体系は以下の4表(重要な会計方針、その他の注記を含む。)及びこれらに関する事項についての附属明細表とする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) キャッシュ・フロー計算書
- (4) 純資産変動計算書

(金額の単位)

**第7条の2** 財務諸表は円単位で作成し、千円単位で記載する。ただし、必要に応じ、百万円や億円等他の単位をもって記載することができる。

2 単位未満の金額は四捨五入による。

## 第2章 貸借対照表

(貸借対照表の作成目的)

**第8条** 貸借対照表は、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び純資産を記載し、県民、その他の利害関係者にこれらを明らかにすることを目的として作成する。

(貸借対照表の作成原則)

**第9条** 貸借対照表は、次の原則に従って作成する。

- (1) 表示区分  
貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部の三つに区分して表示する。  
資産項目と負債項目については、1年基準にしたがって、基準日の翌日から1年以内に回収又は履行の期限が到来するものを流動資産、流動負債とし、それ以外のものを固定資産又は固定負債として分類するものとする。
- (2) 総額主義の原則  
資産、負債及び純資産は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は純資産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。
- (3) 資産と負債・純資産の均衡  
貸借対照表の資産の合計金額は、負債と純資産の合計金額に一致しなければならない。
- (4) 配列  
資産及び負債の項目の配列は、この基準に定めるもののほか、流動性配列法によるものとする。

(流動資産)

**第10条** 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

- (1) 現金預金  
法第235条の4第1項に規定する普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)を計上する。
- (2) 未収金  
歳入の調定額から収入済額及び不納欠損額を控除した金額を計上する。

(3) 基金

財政調整基金条例（昭和39年愛知県条例第13号）に規定する財政調整基金及び減債基金条例（昭和54年愛知県条例第28号）に規定する減債基金のうち、流動資産に区分されるものを計上する。

(4) 短期貸付金

法第240条第1項に規定する債権である貸付金（以下「貸付金」という。）のうち、翌年度に償還期限が到来する金額を計上する。

(5) その他流動資産

(1)から(4)に規定するもの以外の流動資産を計上する。

(固定資産)

**第11条** 固定資産は、資産のうち流動資産を除いたものをいい、事業用資産、インフラ資産、物品及び投資その他の資産に分類する。

(事業用資産)

**第12条** 法第238条第1項第1号から第5号までに定める公有財産のうち、インフラ資産に属するものを除いたものに、リース資産及びソフトウェアを加えたものを計上する。

2 事業用資産は、次の資産に区分するものとする。

(1) 有形固定資産

イ 土地

ロ 建物

ハ 工作物

ニ 立竹木

ホ 船舶

ヘ 浮標等

ト 航空機

チ リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引によるものに限る。）

リ 建設仮勘定

(2) 無形固定資産

イ 地上権

ロ 特許権

ハ ソフトウェア（取得金額が100万円以上のソフトウェアで、研究又は開発を目的とするものを除く。）

ニ 無形固定資産仮勘定

ホ その他無形固定資産

(インフラ資産)

**第13条** 住民の社会生活の基盤となり、道路や橋梁、下水道施設、河川など、必要不可欠なネットワーク構成から成り立つもので、代替的利用ができない、移動させることができない、処分に関して制約を受ける等の特質をもつ公共施設を計上する。

2 インフラ資産は、次の資産に区分するものとする。

- (1) 有形固定資産
  - イ 土地
  - ロ 建物
  - ハ 工作物
  - ニ 建設仮勘定
- (2) 無形固定資産
  - イ 地上権
  - ロ 無形固定資産仮勘定
  - ハ その他無形固定資産

(物品)

**第14条** 取得原価が100万円以上の物品（自動車（ただし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する原動機付自転車及び軽車両並びに同法第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車及び登録を受けていない大型特殊自動車並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第20項の規定により県に帰属した車両で使用する見込のないものを除く。）については100万円未満のものを含む。）及び愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）第1条に規定する愛知芸術文化センター愛知県図書館が所蔵する閲覧用の図書のうち備品として管理しているものを計上する。

(投資その他の資産)

**第15条** 固定資産のうち、事業用資産、インフラ資産及び物品以外の資産をいう。

2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

- (1) 投資及び出資金  
法第238条第1項第6号及び第7号に規定する出資金等を計上する。
- (2) 破産更生債権等  
経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権を計上する。
- (3) 基金  
法第241条に定める基金のうち、流動資産に区分される以外のものを計上する。
- (4) 長期貸付金  
貸付金のうち、流動資産に区分される以外のものを計上する。
- (5) その他債権等  
敷金・保証金、信託受益権等(1)から(4)に規定するもの以外の投資その他の資産を計上する。

(流動負債)

**第16条** 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。

- (1) 一年以内償還予定地方債  
県債のうち、翌年度の償還予定額を計上する。
- (2) 一年以内償還予定長期借入金  
長期借入金のうち、翌年度の償還予定額を計上する。

- (3) 短期借入金  
法施行令第166条の2に規定する翌年度繰上充用金を計上する。
- (4) 未払金  
法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち翌年度支払予定額を計上する。  
ただし、(6)に規定する一年以内支払予定リース債務に該当するものを除く。
- (5) 還付未済金  
過誤納金のうち当該会計年度末までに支払が終了しなかったもの（戻出未済額）を計上する。
- (6) 一年以内支払予定リース債務  
所有権移転ファイナンス・リース取引によるリース債務（元本返済額部分に限る。以下、同じ。）のうち、翌年度の支払予定額を計上する。
- (7) 賞与引当金  
期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和42年人事委員会規則5123）によって職員に支給される手当で、翌会計年度に支払うことが予定されている期末手当及び勤勉手当支給見込額と、これを標準として負担する共済組合負担金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第113条に規定する負担金をいう。）のうち、当期の負担相当額を計上する。
- (8) その他流動負債  
証紙特別会計における証紙収入のほか、(1)から(7)に規定するもの以外の流動負債を計上する。

（固定負債）

**第17条** 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。

- (1) 地方債  
県債のうち、流動負債に区分される以外のものを計上する。
- (2) 長期借入金  
借入金のうち、一年以内償還予定長期借入金及び短期借入金を除いたものを計上する。
- (3) 長期未払金  
法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち前条(4)に規定する未払金以外のものを計上する。  
ただし、(4)に規定するリース債務及び前条(6)に規定する一年以内支払予定リース債務に該当するものを除く。
- (4) リース債務  
所有権移転ファイナンス・リース取引によるリース債務のうち、流動負債に区分される以外のものを計上する。
- (5) 退職手当引当金  
基準日に特別職を含む愛知県の実職員が自己の都合により退職するものとした場合の退職手当支給見込額を計上する。
- (6) 損失補償等引当金  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第1項第4号に規定する「将来負担比率」の算定に含めた「設立法人の負担の額等に係る一般会計等負担見込額」を計上する。ただし、履行が確定したものとして未払金又は長期未払金に計上したものは除く。

(7) その他固定負債

(1)から(6)に規定するもの以外の固定負債を計上する。

(引当金)

**第18条** 将来の支出の増加又は将来の収入の減少であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合は、この基準によるもののほか、別に定めるところにより、当期の負担に帰すべき金額を費用として計上するとともに、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に計上するものとする。

2 資産に係る引当金は、資産の控除項目として記載するものとする。

(取得原価主義)

**第19条** 貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上する。

(無償取得資産の評価)

**第20条** 譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする。

(投資及び出資金の評価方法)

**第21条** 投資及び出資金のうち、市場価格がある有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、その全額を純資産の部に計上するものとする。

2 時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の費用として処理（減損処理）するものとする。

3 投資及び出資金のうち、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められる有価証券及び出資金は、取得原価又は出資額をもって貸借対照表価額とする。

4 市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められる有価証券及び出資金は、発行会社等の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をし、評価差額を当期の費用として処理（減損処理）するものとする。

(有形固定資産及び無形固定資産の貸借対照表価額)

**第22条** 有形固定資産及び無形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。

2 取得原価は、原則として当該資産の取得に要した付随費用を含めて算定した金額とする。

(減価償却の方法)

**第23条** 減価償却の方法は、有形固定資産及び無形固定資産のいずれについても定額法によるものとする。

(貸借対照表の様式)

**第24条** 貸借対照表の標準的な様式は、別紙1のとおりとする。

### 第3章 行政コスト計算書

(行政コスト計算書の作成目的)

**第25条** 行政コスト計算書は、一会計期間における行政サービスの提供に要した「費用」と財源としての「収益」及びその差額を明らかにすることを目的として作成する。

(行政コスト計算書の作成原則)

**第26条** 行政コスト計算書は、次の原則に従って作成する。

- (1) 行政コスト計算書の区分  
行政コスト計算書には、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けるものとする。
- (2) 行政コスト計算書の表示区分  
行政コスト計算書は、「経常収益」、「経常費用」、「特別収益」及び「特別費用」に区分して表示する。
- (3) 総額主義の原則  
費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を行政コスト計算書から除去してはならない。

(経常収益及び経常費用の分類)

**第27条** 次に掲げる収益は、経常収益に分類する。

- (1) 地方税  
県税を計上する。
- (2) 地方消費税清算金  
地方消費税清算金を計上する。
- (3) 地方譲与税  
地方譲与税を計上する。
- (4) 地方特例交付金  
地方特例交付金を計上する。
- (5) 地方交付税  
地方交付税を計上する。
- (6) 交通安全対策特別交付金  
交通安全対策特別交付金を計上する。
- (7) 分担金及び負担金  
分担金及び負担金のうち、特別収益に区分されるもの以外のものを計上する。
- (8) 使用料及び手数料  
使用料及び手数料を計上する。
- (9) 国庫支出金  
国庫支出金のうち、特別収益に区分されるもの以外のものを計上する。
- (10) 交付金等（特別会計）  
特別会計の交付金（国庫支出金を除く）及び事業収益を計上する。
- (11) 他会計からの繰入金  
他会計からの繰入金を計上する。



(12) 受取利息及び配当金

県預金利子、株式配当金等を計上する。

(13) その他経常収益

財産収入、寄附金、引当金戻入額など、(1)から(12)に規定するもの以外の経常収益を計上する。

2 次に掲げる費用は、経常費用に分類する。

(1) 県税清算金及び交付金

地方消費税清算金及び地方消費税交付金を計上する。

(2) 給与関係費

報酬、給与、共済費、恩給及び退職年金、災害補償費及び賃金を計上する。

(3) 物件費

報償費、旅費交通費、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、保守管理費、業務委託費、賃借料、取壊し・撤去費及びその他物件費を計上する。ただし、固定資産の取得原価に含まれるものを除く。

(4) 修繕費

資産計上しない維持修繕経費を計上する。

(5) 社会保障給付費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき被扶助者に対して直接支給される生活扶助や医療扶助等の社会保障給付費を計上する。

(6) 補助金等

国や市町村など他団体に対する負担金、補助金等のうち、次号以外のものを計上する。

(7) 施設整備補助金等

国や市町村など、他団体の資産形成のために支出した補助金、負担金等を計上する。

(8) 他会計への繰出金

他会計に対する繰出金を計上する。

(9) 減価償却費

償却資産の減価償却費を計上する。

(10) 不納欠損額

当期に不納欠損処理をしたもののうち、不納欠損引当金を超える金額を計上する。

(11) 貸倒損失

当期に回収不能となった貸付金のうち、貸倒引当金を超える金額を計上する。

(12) 不納欠損引当金繰入額

不納欠損引当金の当期発生額を計上する。

(13) 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金の当期発生額を計上する。

(14) 投資損失引当金繰入額

投資損失引当金の当期発生額を計上する。

(15) 賞与引当金繰入額

賞与引当金の当期発生額を計上する。

(16) 退職手当引当金繰入額

退職手当引当金の当期発生額を計上する。

(17) 損失補償等引当金繰入額

損失補償等引当金の当期発生額を計上する。

(18) 支払利息及び手数料

地方債の支払利息、地方債の発行、償還などに関する手数料、地方債を割引発行した場合の券面額と発行価額との差額及び他会計からの借入金に対する利子等を計上する。

(19) その他経常費用

(1)から(18)に規定するもの以外の経常費用を計上する。

(特別収益及び特別費用の分類)

**第28条** 次に掲げる収益は、特別収益に分類する。

(1) 分担金及び負担金（災害復旧費）

分担金及び負担金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

(2) 国庫支出金（災害復旧費）

国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

(3) 固定資産売却益

固定資産（投資及び出資金を除く。）の売却による収入が、帳簿価額を上回る場合の差額を計上する。

(4) 固定資産受贈益

贈与その他無償で取得した固定資産の評価額を計上する。

(5) その他特別収益

投資及び出資金の売却益、過年度損益修正益など、(1)から(4)に規定するもの以外の特別収益を計上する。

2 次に掲げる費用は、特別費用に分類する。

(1) 固定資産除売却損

固定資産の売却による収入額が、帳簿価額を下回る場合の差額及び除却又は譲与した固定資産の帳簿価額を計上する。

(2) 災害復旧費

災害復旧に関する費用を計上する。

(3) その他特別費用

投資及び出資金の売却損、評価損（減損損失）、過年度損益修正損など、(1)から(2)に規定するもの以外の特別費用を計上する。

(行政コスト計算書の様式)

**第29条** 行政コスト計算書の標準的な様式は、別紙2のとおりとする。

## 第4章 キャッシュ・フロー計算書

(キャッシュ・フロー計算書の作成目的)

**第30条** キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間における資金収支の状況を一定の活動区分に分類し、表示することを目的として作成する。

(キャッシュ・フロー計算書の作成対象となる資金)

**第31条** キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、「歳計現金」とする。

(キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

**第32条** キャッシュ・フロー計算書は、「行政サービス活動」、「投資活動」及び「財務活動」の区分により表示する。

- 2 行政サービス活動の区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。
- 3 投資活動の区分には、固定資産の取得及び売却、資金の貸付及びその回収、出資金等の投資並びに基金の積立及び取崩等によるキャッシュ・フローを記載する。
- 4 財務活動の区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

(総額表示)

**第33条** 行政サービス活動によるキャッシュ・フローは、次の各号に掲げる区分を設けて、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する方法により表示する。

- (1) 行政収入
  - (2) 行政支出
  - (3) 特別収入
  - (4) 特別支出
- 2 投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローは、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する。

(行政サービス活動によるキャッシュ・フロー)

**第34条** 次に掲げる収入は、行政サービス活動によるキャッシュ・フローに分類する。

- (1) 行政収入
  - イ 地方税収入  
県税を計上する。
  - ロ 地方消費税清算金収入  
地方消費税清算金を計上する。
  - ハ 地方譲与税収入  
地方譲与税を計上する。
  - ニ 地方特例交付金収入  
地方特例交付金を計上する。
  - ホ 地方交付税収入  
地方交付税を計上する。
  - ヘ 交通安全対策特別交付金収入  
交通安全対策特別交付金を計上する。
  - ト 分担金及び負担金収入  
分担金及び負担金のうち、特別収入に区分されるもの以外のものを計上する。

- チ 使用料及び手数料収入  
使用料及び手数料を計上する。
- リ 国庫支出金収入  
国庫支出金のうち、特別収入に区分されるもの以外のものを計上する。
- ヌ 交付金等収入（特別会計）  
特別会計の交付金（国庫支出金を除く）及び証紙特別会計における証紙収入など特別会計の主要な収入を計上する。
- ル 他会計からの繰入金収入  
他会計からの繰入金のうち、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分されるもの以外のものを計上する。
- ヲ 利息及び配当金収入  
県預金利子、株式配当金等を計上する。
- ワ その他行政収入  
財産収入、寄附金など、イからヲに規定するもの以外の行政収入を計上する。

(2) 特別収入

- イ 分担金及び負担金収入（災害復旧費）  
分担金及び負担金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。
- ロ 国庫支出金収入（災害復旧費）  
国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。
- ハ その他特別収入  
イ、ロに規定するもの以外の特別収入を計上する。

2 次に掲げる支出は、行政サービス活動によるキャッシュ・フローに分類する。

(1) 行政支出

- イ 県税清算金及び交付金支出  
地方消費税清算金支出及び地方消費税交付金支出を計上する。
- ロ 給与関係費支出  
報酬、給与、共済費、恩給及び退職年金、災害補償費及び賃金支出を計上する。
- ハ 物件費支出  
報償費支出、旅費交通費支出、消耗品費支出、燃料費支出、光熱水費支出、通信運搬費支出、保守管理費支出、業務委託費支出、賃借料支出、取壊し・撤去費支出及びその他物件費支出を計上する。ただし、固定資産の取得原価に含まれるものを除く。
- ニ 修繕費支出  
資産計上しない維持修繕経費に係る支出を計上する。
- ホ 社会保障給付費支出  
生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき被扶助者に対して直接支給される生活扶助や医療扶助等の社会保障給付費に係る支出を計上する。
- ヘ 補助金等支出  
国や市町村など他団体に対する負担金、補助金等のうち、次号以外のものに係る支出を計上する。
- ト 施設整備補助金等支出

国や市町村など、他団体の資産形成のために支出した補助金、負担金等に係る支出を計上する。

チ 他会計への繰出金支出

他会計に対する繰出金支出のうち、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分されるもの以外のものを計上する。

リ 利息及び手数料支出

地方債の支払利息、地方債の発行、償還などに関する手数料、地方債を割引発行した場合の券面額と発行価額との差額及び他会計からの借入金に対する利子等支出を計上する。

ヌ その他行政支出

イからリに規定するもの以外の行政支出を計上する。

(2) 特別支出

イ 災害復旧費支出

災害復旧費に係る支出を計上する。

ロ その他特別支出

イ、ロに規定するもの以外の特別支出を計上する。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

**第35条** 次に掲げる収入は、投資活動によるキャッシュ・フローに分類する。

(1) 固定資産売却収入

固定資産の売却収入を計上する。

(2) 基金取崩収入

基金からの繰入金を計上する。

(3) 投資及び出資金回収収入

投資及び出資金の回収金額を計上する。

(4) 貸付金回収元金収入

貸付金の回収金額（元金収入）を計上する。

(5) 他会計からの繰入金収入

公債管理特別会計における減債基金積立に係る一般会計等からの繰入金収入を計上する。

(6) その他投資活動収入

敷金・保証金返還収入など、(1)から(5)に規定するもの以外の投資活動収入を計上する。

2 次に掲げる支出は、投資活動によるキャッシュ・フローに分類する。

(1) 固定資産取得支出

固定資産の取得に係る支出を計上する。

(2) 基金積立金支出

基金積立金を計上する。

(3) 投資及び出資金支出

投資及び出資金の取得に係る支出を計上する。

(4) 貸付金支出

貸付金を計上する。

(5) 公債管理特別会計への繰出金支出

減債基金積立に係る一般会計等から公債管理特別会計への繰出金支出を計上する。

(6) その他投資活動支出

敷金・保証金など、(1)から(5)に規定するもの以外の投資活動支出を計上する。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

**第36条** 次に掲げる収入は、財務活動によるキャッシュ・フローに分類する。

(1) 地方債発行収入

地方債発行による収入を計上する。

(2) 借入金収入

借入金による収入を計上する。

(3) 他会計からの繰入金収入

公債管理特別会計における地方債償還に係る一般会計等からの繰入金収入等を計上する。

(4) その他財務活動収入

(1)から(3)に規定するもの以外の財務活動収入を計上する。

2 次に掲げる支出は、財務活動によるキャッシュ・フローに分類する。

(1) 地方債償還金支出

地方債の償還金を計上する。

(2) 借入金返済支出

他会計や基金からの借入金など地方債以外の借入金の返済に係るものを計上する。

(3) 公債管理特別会計への繰出金支出

地方債償還に係る一般会計等から公債管理特別会計への繰出金支出を計上する。

(4) その他財務活動支出

(1)から(3)に規定するもの以外の財務活動支出を計上する。

(キャッシュ・フロー計算書の様式)

**第37条** キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、別紙3のとおりとする。

## 第5章 純資産変動計算書

(純資産変動計算書の作成目的)

**第38条** 純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動要因を明らかにするために作成する。

(純資産変動計算書の表示区分)

**第39条** 純資産変動計算書は、次条に定める表示項目ごとに、「当期首残高」、「当期変動額」及び「当期末残高」にそれぞれ区分して表示する。

(純資産変動計算書の表示項目)

**第40条** 次に掲げる項目は、純資産変動計算書に計上する。

(1) 開始残高相当

平成25年度期首の貸借対照表の純資産額((5)に規定する評価差額金分を除く。)を計上する。

- (2) 内部取引（会計別財務諸表においては、「会計間取引」と読み替えるものとする。）  
事業間、局間又は会計間における資産又は負債の移管額を計上する。
- (3) 一般財源等配分調整額  
事業別又は局別財務諸表の作成にあたり、事業間又は局間で調整した一般財源等の額を計上する。
- (4) 剰余金  
行政コスト計算書の収支差額を計上する。
- (5) 評価差額金  
有価証券及び立竹木の評価替えに伴う評価差額金を計上する。

（純資産変動計算書の様式）

**第 4 1 条** 純資産変動計算書の標準的な様式は、別紙 4 のとおりとする。

## 第 6 章 注記

（注記）

**第 4 2 条** 財務諸表には、重要な会計方針、会計方針等の変更、歳入歳出外現金（法第 2 3 5 条の 4 第 3 項に規定する「歳入歳出外現金」をいう。）の状況、貸借対照表に計上している国有財産、地方債残高のうち、償還時に地方交付税の算定基礎に含まれることが見込まれるもの、一時借入金（法第 2 3 5 条の 3 第 1 項に規定する「一時借入金」をいう。）、基金借入金（各基金条例に基づき、歳入に繰り入れて運用する、基金に属する現金をいう。）、債務負担行為、重要な後発事象、その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる会計情報を注記する。

## 第 7 章 附属明細表

（附属明細表）

**第 4 3 条** 貸借対照表及び行政コスト計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細表を作成する。

- (1) 事業用資産、インフラ資産及び物品明細表
- (2) 基金明細表
- (3) 投資及び出資金明細表
- (4) 貸付金明細表
- (5) 未収金明細表
- (6) 引当金明細表
- (7) 地方債明細表
- (8) 債務負担行為明細表
- (9) 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表
- (10) 売却可能資産明細表

（附属明細表の様式）

**第 4 4 条** 附属明細表の様式は、別紙 5 のとおりとする。

## 第8章 雑則

(雑則)

第45条 本基準に定めるもののほか財務諸表の作成に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成25年7月2日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成26年9月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成31年3月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。



## 財務諸表に係る注記の記載例

### 1 重要な会計方針

投資及び出資金の評価基準及び評価方法	<p>(1) 時価のあるもの 決算期末日の市場価格に基づく時価法によっています。 なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理しています。</p> <p>(2) 時価のないもの 原価法によっています。</p>
固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 事業用資産及びインフラ資産 定額法によっています。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 : XX～XX 年 (建物附属設備を含む。) 工作物 : XX～XX 年</p> <p>(2) 重要物品 定額法によっています。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 機械器具類 : XX～XX 年 自動車 : XX～XX 年</p>
リース資産の計上基準	<p>所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産を計上することとしていますが、該当する資産はありません。</p> <p>なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約に係るものは、契約時に解除条項を設けていますので、ファイナンス・リース取引に係る資産として計上していません。</p>
物品の取扱い	<p>(1) 重要物品 購入価格（評価額）が 1 件 100 万円以上の物品（借用物品及び図書を除く。）及び自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条に規定する原動機付自転車及び軽車両並びに同法第 3 条に規定する軽自動車、小型特殊自動車及び登録を受けていない大型特殊自動車並びに道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条第 20 項の規定により県に帰属した車両で使用する見込のないものを除く。）を計上しています。</p> <p>(2) 図書 愛知芸術文化センター愛知県図書館が所蔵する閲覧用の図書のうち備品として管理しているものを計上しています。</p> <p>なお、美術工芸用品類及び図書類は、減価償却していません。</p>

引当金の計上基準	<p>(1) 不納欠損引当金        県税及び使用料等の未収金の不納欠損による損失に備えるため、通常の債権については不納欠損実績率により回収不能見込額を計上し、回収不能が懸念される債権については、それぞれ回収可能性を考慮して回収不能見込額を計上しています。</p> <p>(2) 貸倒引当金        貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、通常の債権については貸倒実績率により貸倒見込額を計上し、貸倒れが懸念される債権については、それぞれ回収可能性を考慮して貸倒見込額を計上しています。        なお、固定資産に計上している貸倒引当金は、長期貸付金と破産更生債権等に対する引当金を計上しています。</p> <p>(3) 投資損失引当金        県関係団体等に対する投資又は出資に係る損失に備えるため、財政状態等を勘案して、必要額を計上しています。</p> <p>(4) 賞与引当金        職員に対して支給する期末手当、勤勉手当及びこれを標準として負担する共済組合負担金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第113条に規定する負担金をいう。）に充てるため、支給見込額に基づき、当期に見合う分を計上しています。</p> <p>(5) 退職手当引当金        職員の退職手当の支給に充てるため、当期末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の要支給額を計上しています。</p> <p>(6) 損失補償等引当金        債務保証契約又は損失補償契約に基づく債務の履行に係る損失に備えるため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する「将来負担比率」の算定に含めた「設立法人の負担の額等に係る一般会計等負担見込額」を計上しています。</p>
補助金収入の取扱い	<p>国庫支出金については、建設事業に対するものも含め、全て収入があった年度の収益として計上しています。</p>
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金は、「歳計現金」（法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金）としています。</p>
出納整理期間の取扱い	<p>財務諸表は、3月31日を基準日として作成していますが、法第235条の5に規定する翌年度5月31日の出納閉鎖までを出納整理期間とし、出納整理期間における歳入及び歳出並びにこれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の計数をもって会計年度末の計数としています。</p>

その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 有形固定資産の計上基準 事業用資産、インフラ資産及び物品の貸借対照表価額は、取得原価により計上しています。ただし、事業用資産及びインフラ資産の開始時の評価については、公正価値による評価額を取得原価とみなす取り扱いとしています。 (2) 財務諸表の金額の表示 各会計合算財務諸表においては、会計間の繰入繰出額及び債権債務額等を相殺消去した金額で表示しています。 同様な処理は、会計別財務諸表及び一般会計局別財務諸表でも行っています。
-------------------------	---

## 2 会計方針等の変更

会計方針の変更	・・・
表示方法の変更	・・・

## 3 歳入歳出外現金の状況

歳入歳出外現金（法第 235 条の 4 第 3 項に規定する現金）は財務諸表に計上していません。  
 歳入歳出外現金の状況は次のとおりです。

（単位： ）

種 別	当期首残高 (A)	当期受入額 (B)	当期払出額 (C)	当期末残高 (D)=(A)+(B)-(C)
保証金				
うち県営住宅敷金				
差押換価代金				
保管金				
うち特別法人事業税				
指定金融機関提供担保				
計				

## 4 貸借対照表に計上している国有財産について

通常の県資産と同様に取得や施設整備から維持管理までを一体的に行っている国有財産については、貸借対照表に計上しています。

貸借対照表に計上している国有財産の金額は次のとおりです。

（単位： ）

勘定科目	取得原価 (A)	減価償却累計額 (B)	貸借対照表計上額 (C) = (A) - (B)
インフラ資産／土地			
インフラ資産／建物			
インフラ資産／工作物			
インフラ資産／建設仮勘定			
インフラ資産／無形固定資産			
計			

## 5 地方債残高について

地方債残高（一年以内償還予定額を含む。）のうち、円については、償還時に、地方交付税の算定基礎に含まれることが見込まれています。

## 6 一時借入金について

年度内の一時期において、支出所要額が収入額を超過し、一時的に支払資金が不足する場合に、当該現金不足を補うために借り入れる資金のことを一時借入金といいます。

なお、一時借入金は、当該年度の歳入をもって、出納閉鎖日までに返済されるため、貸借対照表やキャッシュ・フロー計算書には計上していませんが、借入に伴う利息については、行政コスト計算書の「支払利息及び手数料」及びキャッシュ・フロー計算書の「利息及び手数料」に計上しています。

(単位： )

借入先	一時借入の額 (年平均)	借入に伴う利息額
企業庁		
金融機関		
計		

## 7 基金借入金（繰替運用）について

会計年度末を越えて基金から一般会計へ繰入運用を行った実績は次のとおりです。

なお、貸借対照表の基金は、繰入運用分を控除して計上しています。

(単位： )

基金名	基金残高 (A)	繰入元本 (B)	貸借対照表計上額 (C)=(A)-(B)	繰入期間
基金				～
基金				～
基金				～

## 8 偶発債務

(1) 債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

(単位： )

相手先	XX 年度末
地方三公社	
第三セクター等	
共同発行地方債	
その他	
計	

※損失補償等引当金に計上した額は除いています。

(2) 係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

項目	訴訟内容

9 重要な後発事象

・・・

10 追加情報

その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

## 貸借対照表

( 年 月 日現在)

(単位： 円)

科 目	n年度	n-1年度	増減	科 目	n年度	n-1年度	増減
資産の部				負債の部			
流動資産				流動負債			
現金預金				一年以内償還予定地方債			
未収金				建設債			
税未収金				特別債			
その他未収金				一年以内償還予定長期借入金			
不納欠損引当金	△	△		短期借入金			
基金				未払金			
財政調整基金				債務負担行為			
減債基金				物件の購入等			
短期貸付金				債務保証・損失補償			
貸倒引当金	△	△		その他債務負担行為			
その他流動資産				その他未払金			
固定資産				還付未済金			
事業用資産				一年以内支払予定リース債務			
有形固定資産				賞与引当金			
土地				その他流動負債			
建物				固定負債			
工作物				地方債			
立竹木				建設債			
船舶				特別債			
浮標等				長期借入金			
航空機				長期未払金			
リース資産				債務負担行為			
建設仮勘定				物件の購入等			
無形固定資産				債務保証・損失補償			
インフラ資産				その他債務負担行為			
有形固定資産				リース債務			
土地				退職手当引当金			
建物				損失補償等引当金			
工作物				その他固定負債			
建設仮勘定				負債の部合計			
無形固定資産							
物品				純資産の部			
重要物品				純資産			
図書							
投資その他の資産							
投資及び出資金							
投資損失引当金	△	△					
破産更生債権等							
基金							
減債基金							
特定目的基金							
定額運用基金							
長期貸付金							
その他債権等							
貸倒引当金	△	△		純資産の部合計			
資産の部合計				負債及び純資産の部合計			

0：四捨五入の結果、 円未満のもの

-：金額が存在しないもの

## 行政コスト計算書

自 年 月 日  
至 年 月 日

(単位： 円)

科 目	n 年度	n-1年度	増減	科 目	n 年度	n-1年度	増減
経常収益				特別収益			
地方税				分担金及び負担金(災害復旧費)			
地方消費税清算金				国庫支出金(災害復旧費)			
地方譲与税				固定資産売却益			
地方特例交付金				固定資産受贈益			
地方交付税				その他特別収益			
交通安全対策特別交付金				特別費用			
分担金及び負担金				固定資産除売却損			
使用料及び手数料				災害復旧費			
国庫支出金				その他特別費用			
交付金等(特別会計)				特別収支差額			
他会計からの繰入金				当期収支差額			
受取利息及び配当金							
その他経常収益							
財産収入							
寄附金							
税諸収入							
その他経常収益							
経常費用							
県税清算金及び交付金							
給与関係費							
物件費							
修繕費							
社会保障給付費							
補助金等							
施設整備補助金等							
施設整備補助金							
国直轄事業負担金							
県直接整備費							
他会計への繰出金							
減価償却費							
不納欠損額							
貸倒損失							
不納欠損引当金繰入額							
貸倒引当金繰入額							
投資損失引当金繰入額							
賞与引当金繰入額							
退職手当引当金繰入額							
損失補償等引当金繰入額							
支払利息及び手数料							
その他経常費用							
経常収支差額							

0：四捨五入の結果、 円未満のもの

-：金額が存在しないもの

## キャッシュ・フロー計算書

自 年 月 日  
至 年 月 日

(単位： 円)

科 目	n 年度	n-1年度	増減	科 目	n 年度	n-1年度	増減
行政サービス活動				投資活動			
行政収入				投資活動収入			
地方税				固定資産売却			
地方消費税清算金				基金取崩			
地方譲与税				投資及び出資金回収			
地方特例交付金				貸付金回収元金			
地方交付税				他会計からの繰入金			
交通安全対策特別交付金				その他投資活動収入			
分担金及び負担金				投資活動支出			
使用料及び手数料				固定資産取得			
国庫支出金				事業用資産取得			
交付金等(特別会計)				インフラ資産取得			
他会計からの繰入金				物品取得			
利息及び配当金				基金積立金			
その他行政収入				投資及び出資金			
財産収入				貸付金			
寄附金				公債管理特別会計への繰出金			
税諸収入				その他投資活動支出			
その他行政収入				投資活動収支差額			
行政支出				財務活動			
県税清算金及び交付金				財務活動収入			
給与関係費				地方債発行			
物件費				借入金			
修繕費				他会計借入金			
社会保障給付費				基金借入金			
補助金等				その他借入金			
施設整備補助金等				他会計からの繰入金			
施設整備補助金				その他財務活動収入			
国直轄事業負担金				財務活動支出			
県直接整備費				地方債償還金			
他会計への繰出金				借入金返済			
利息及び手数料				他会計借入金返済			
その他行政支出				基金借入金返済			
特別収入				その他借入金返済			
分担金及び負担金(災害復旧費)				公債管理特別会計への繰出金			
国庫支出金(災害復旧費)				その他財務活動支出			
その他特別収入				財務活動収支差額			
特別支出				当期現金預金増減額			
災害復旧費				一般財源等配分調整額			
その他特別支出				期首現金預金残高			
行政サービス活動収支差額				期末現金預金残高			

0：四捨五入の結果、 円未満のもの

-：金額が存在しないもの



## 純資産変動計算書

自 年 月 日  
至 年 月 日

(単位： 円)

	開始残高相当	内部取引	一般財源等 配分調整額	剰余金	評価差額金		純資産合計
					有価証券 評価差額金	立竹木 評価差額金	
当期首残高							
当期変動額							
当期末残高							

0：四捨五入の結果、 円未満のもの  
-：金額が存在しないもの

※ 一般会計特別会計合算、会計別の財務諸表は次の列見出しとする。

## 【一般会計特別会計合算】

(単位： 円)

	開始残高相当	剰余金	評価差額金		純資産合計
			有価証券 評価差額金	立竹木 評価差額金	

## 【会計別】

(単位： 円)

	開始残高相当	会計間取引	剰余金	評価差額金		純資産合計
				有価証券 評価差額金	立竹木 評価差額金	

## 事業用資産、インフラ資産及び物品明細表

(単位： 円)

区分	当期首取得価額 (A)	当期増加額 (B)	当期減少額 (C)	当期末取得価額 (D) = (A) + (B) - (C)	当期末減価 償却累計額 (E)	当期償却額 (F)	差引当期末残高 (G) = (D) - (E)
事業用資産							
有形固定資産							
土地							
建物							
工作物							
立竹木							
船舶							
浮標等							
航空機							
リース資産							
建設仮勘定							
有形固定資産計							
無形固定資産							
地上権							
特許権							
ソフトウェア							
無形固定資産仮勘定							
その他無形固定資産							
無形固定資産計							
事業用資産計							
インフラ資産							
有形固定資産							
土地							
建物							
工作物							
建設仮勘定							
有形固定資産計							
無形固定資産							
地上権							
無形固定資産仮勘定							
その他無形固定資産							
無形固定資産計							
インフラ資産計							
物品							
重要物品							
図書							
物品計							

0：四捨五入の結果、 円未満のもの  
-：金額が存在しないもの

## 基金明細表

(単位： 円)

名 称	現金・預金	有価証券	土地	その他	合計 (貸借対照表価額) ※1	(参考) 財産に関 する調書記載額
【流動資産】						
財政調整基金						
減債基金						
【固定資産】						
① 減債基金 ※2						
② 特定目的基金						
③ 定額運用基金						

※1 貸借対照表価額は、出納整理期間中の増減を加味しているため、「財産に関する調書記載額」と一致しない場合がある。

※2 減債基金の「財産に関する調書記載額」は、固定資産の欄に全額を記載した。

0：四捨五入の結果、 円未満のもの  
-：金額が存在しないもの

## 投資及び出資金明細表

### 1 時価のあるもの

(単位： 円)

銘柄名	株数・口数 など (A)	時価単価 (円) (B)	貸借対照表 価額 (C) = (A) × (B)	取得単価 (円) (D)	取得原価 (E) = (A) × (D)	評価差額 (C) - (E)	(参考) 財産に関する調 書記載額
合 計							

### 2 時価のないもののうち連結対象団体に対するもの

(単位： 円)

出資（出捐）先名	取得原価 (A)	出資（出 捐）割合 (%) (B)	出資（出捐）先 の純資産額 (C)	実質価額 (D) = (B) × (C)	投資損失 引当金額 (E)	評価損 (F)	貸借対照表 価額 (G) = (A) - (F)	(参考) 財産に関する調 書記載額
合 計								

※ 連結対象団体とは、県が設立した地方独立行政法人、地方三公社、県が加入している一部事務組合、県が出資・出捐している第三セクター等（県の出資比率が50%超の法人、県が主導的な立場を確保していると認められる法人等）をいう。

### 3 時価のないもののうち連結対象団体以外に対するもの

(単位： 円)

出資（出捐）先名	取得原価 (A)	出資（出 捐）割合 (%) (B)	出資（出捐）先 の純資産額 (C)	実質価額 (D) = (B) × (C)	評価損 (E)	貸借対照表 価額 (F) = (A) - (E)	(参考) 財産に関する調 書記載額
合計							

### 4 他会計（公営企業会計）に対するもの

(単位： 円)

出資（出捐）先名	取得原価 (A)	出資（出 捐）割合 (%) (B)	出資（出捐）先 の純資産額 (C)	実質価額 (D) = (B) × (C)	投資損失 引当金額 (E)	評価損 (F)	貸借対照表 価額 (G) = (A) - (F)
合計							

0：四捨五入の結果、 円未満のもの  
-：金額が存在しないもの  
/：減損対象外のため、記載が不要なもの

## 貸付金明細表

(単位： 円)

名 称	短期貸付金		長期貸付金		(参考) 貸付金計
	貸借対照表 価額	貸倒引当金 計上額	貸借対照表 価額	貸倒引当金 計上額	
他会計					
公営企業会計					
他会計貸付金小計					
法人等					
第三セクター等					
その他の団体等					
法人等貸付金小計					
合 計					

※ 「貸倒引当金計上額」欄と貸借対照表の貸倒引当金の計上額に差異がある場合は、その内容を記載する。

0：四捨五入の結果、 円未満のもの  
-：金額が存在しないもの

# 未収金明細表

(単位： 円)

貸付先または種別	貸借対照表価額	不納欠損引当金計上額
<b>【税未収金】</b>		
税		
小 計		
<b>【その他未収金】</b>		
貸付金		
第三セクター等		
その他の貸付金		
負担金		
使用料・手数料		
財産収入		
諸収入		
小 計		
合 計		

※ 表中、「貸付金」とは、償還期限が到来した貸付金で未回収となっているものであり、貸借対照表上「未収金」として計上している。  
 償還期限が到来していない貸付金については、貸借対照表上「貸付金」として計上し、附属明細表は「貸付金明細表」に記載している。

0：四捨五入の結果、 円未満のもの  
 -：金額が存在しないもの

## 引当金明細表

(単位： 円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
不納欠損引当金					
貸倒引当金					
投資損失引当金					
賞与引当金					
退職手当引当金					
損失補償等引当金					

※ 「当期減少額」欄のうち、「その他」に該当がある場合は、その内容を記載する。

0：四捨五入の結果、 円未満のもの  
-：金額が存在しないもの

## 地方債明細表

### ①借入先別一覧表

(単位： 円)

種類	地方債残高	うち一年以内 償還予定	政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債		その他
							うち 共同発行債	うち 住民公募債	
建設債	事業用資産等財源充当債								
	インフラ資産財源充当債								
	その他財源充当債								
	小計								
特別債									
合計									

### ②利率別一覧表

(単位： 円)

種類	地方債残高	1.5%以下	1.5%超 2.0%以下	2.0%超 2.5%以下	2.5%超 3.0%以下	3.0%超 3.5%以下	3.5%超 4.0%以下	4.0%超	(参考)
									加重平均利率 [%]
建設債	事業用資産等財源充当債								
	インフラ資産財源充当債								
	その他財源充当債								
	小計								
特別債									
合計									

0：四捨五入の結果、 円未満のもの  
-：金額が存在しないもの



# 債務負担行為明細表

(単位： 円)

相手先名	物件の購入等			債務保証・損失補償			その他		
	未払金	長期未払金	貸借対照表非計上 (契約債務・偶発債務)	未払金	長期未払金	貸借対照表非計上 (契約債務・偶発債務)	未払金	長期未払金	貸借対照表非計上 (契約債務・偶発債務)
地方三公社									
小 計									
第三セクター等									
小 計									
共同発行地方債									
小 計									
その他									
小 計									
合 計									

※ 「未払金」及び「長期未払金」欄に債務負担行為を設定していないものがある場合は、その内容を記載する。

0：四捨五入の結果、 円未満のもの  
-：金額が存在しないもの

行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー  
計算書の行政サービス活動収支差額との調整表

(単位： 円)

行政コスト計算書の当期収支差額 \_\_\_\_\_

①固定資産の増減

減価償却費  
固定資産売却益  
固定資産受贈益  
固定資産除売却損

②債権・債務の増減

未収金  
未払金  
還付未済金  
その他の資産  
その他の負債

③引当金の増減

不納欠損引当金  
貸倒引当金  
投資損失引当金  
賞与引当金  
退職手当引当金  
損失補償等引当金

④その他の取引項目の調整

その他の経常収益  
その他の経常費用  
その他特別収益  
その他特別費用

行政サービス活動によるキャッシュ・フロー \_\_\_\_\_

0：四捨五入の結果、 円未満のもの  
-：金額が存在しないもの

# 売却可能資産明細表

売却可能資産とは、有形固定資産のうち、行革大綱等で廃止が決定している施設に係る行政財産及び未利用の全ての普通財産をいう（都市計画区域外の山林を除く。）。

(単位： 円)

番号	所在地	地目	面積 (㎡)	取得年度	貸借対照表 価額 (A)	売却可能 価額 (B)	差引評価 差額 (C)=(B)-(A)

※売却可能価額…貸借対照表日時点における相続税評価額を基礎とした額。

0：四捨五入の結果、 円未満のもの  
-：金額が存在しないもの